

港区職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(防疫等業務手当の特例)</p> <p>3 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、区規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第六条の規定は、適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>付則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(防疫等業務手当の特例)</p> <p>3 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、区規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第六条の規定は、適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p> |

2| この条例による改正後の港区職員の特殊勤務手当に関する条例付
則第三項の規定は、令和三年二月十三日以後の勤務について適用す
る。